

# 3級 ポイント解説

民法（債権法）の改正（2017年5月26日成立，2020年4月1日施行）に関し，第44回ビジネス実務法務検定3級試験においては，改正後の規定の内容を直接問う問題（第1問口）を除き，改正前の規定に基づき解答したときと，改正後の規定に基づき解答したときとで，結論に違いの生じる出題はなされなかった。

## 第1問

解答 ア② イ② ウ① エ② オ②  
カ① キ② ク② ケ① コ①

- ア**：×……クーリング・オフを行使するために，経済産業大臣が消費者の利益を保護するために特に必要であると認める必要はない。（公式テキストP.298）
- イ**：×……債務の免除に債務者の承諾は不要である。（公式テキストP.177）
- ウ**：○……目的物の使用および収益に必要な修繕は，賃貸人がしなければならない。（公式テキストP.103）
- エ**：×……更新により特許権の存続期間を延長させる制度はない。（公式テキストP.260）
- オ**：×……強行法規は，その内容と異なる内容の特約よりも優先する。（公式テキストP.33）
- カ**：○……不動産の登記記録の権利部のうち，甲区には，所有権に関する登記の登記事項が記録される。（公式テキストP.250～P.251）
- キ**：×……建物に設定された抵当権の効力は，当該建物の敷地である土地の賃借権に及ぶ。（公式テキストP.225）
- ク**：×……無償で寄託を受けた者は，自己の財産に対するのと同じの注意をもって，寄託物を保管する義務を負う。（公式テキストP.116）
- ケ**：○……最低賃金法により，賃金の額の下限として最低賃金額が定められている。（公式テキストP.369）
- コ**：○……売主の担保責任は，目的物が契約の内容に適合しない場合に，目的物の修補，代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求できるものと改正された。（公式テキストP.96～P.97）

## 第2問 2-1

解答 ア⑭ イ⑮ ウ③ エ⑩ オ④  
(公式テキストP.26, P.43～P.46)

契約は，当事者間の合意によって成立するものであり，当事者間でどのような契約を締結するかは，原則として自由である。すなわち，契約を締結するか否か，誰と契約を締結するか，どのような契約内容とするか等について，当事者は，原則として自由に決めることができ，これを契約自由の原則という。契約自由の原則により，どのような内容の契約を締結することも自由であるが，民法上，典型的な契約として，売買契約，消費貸借契約，請負契約，委任契約などが定められている。

契約は，さまざまな観点から分類することができる。たとえば，売買契約のように当事者の合意のみで成立する契約のことを諾成契約といい，消費貸借契約のように当事者の合意と物の引渡しによって成立する契約のことを要物契約という。また，契約当事者が相互に対価的な財産的価値を支出することを内容とする契約を有償契約といい，契約が成立することによって当事者双方が対価的な債務を負担する契約を双務契約という。したがって，契約当事者の双方が対価的な財産的価値を支出することを内容とする契約であり，契約当事者の双方が対価的な債務を負担する契約である売買契約は，有償契約であり，かつ，双務契約である。

## 第2問 2-2

解答 ア③ イ⑩ ウ⑭ エ⑤ オ⑨  
(公式テキストP.278～P.284)

独占禁止法は，規制の対象となる主要な行為として私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法を規定している。私的独占および不当な取引制

限が、いずれも公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであるのに対し、不公正な取引方法は、それ自体は競争を直接制限していなくても、公正な競争を阻害する可能性のある行為をいう。

不公正な取引方法に該当する行為として、たとえば、正常な価格競争の観点から見て不当に低い価格で商品や役務を提供し、競争者の販売活動を困難にさせる行為である不当廉売があげられる。また、ある商品やサービスを販売する際に、別の商品やサービスを同時に購入するよう義務づける行為である抱き合わせ販売も不公正な取引方法に該当し得る行為である。

事業者による行為が不公正な取引方法に該当する場合、行政上の措置として、公正取引委員会から排除措置命令や課徴金納付命令が出されることがある。ここで排除措置命令は、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるために必要な措置を命じるものであり、課徴金納付命令は、違反行為を行った事業者に対して金銭的不利益を課すものである。

また、不公正な取引方法に該当する行為を行った事業者は、民事上の措置として差止請求や損害賠償請求を受けることがある。

### 第3問 3-A 解答 ④ (公式テキストP.98～P.100)

- ①：○……商行為によって生じた金銭債務の履行場所がその行為の性質または当事者の意思表示によって定まらないときは、債権者の現在の営業所において履行しなければならない。
- ②：○……消費貸借契約において、当事者が返還の時期を定めなかった場合、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。
- ③：○……債務者は、破産手続開始の決定を受けた場合、期限の利益を失う。
- ④：×……利息制限法により、利息の上限が規制されている。

### 第3問 3-I 解答 ③ (公式テキストP.303～P.307)

- ①：×……個人識別符号は、特定の個人を識別することができるものであることを要する。
- ②：×……あらかじめ利用目的を公表している場合、これを本人に通知する必要はない。
- ③：○……個人情報取扱事業者は、本人から、当

該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、原則として、遅滞なく本人に通知しなければならない。

- ④：×……個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得れば、個人データを第三者に提供することができる。

### 第3問 3-U 解答 ③ (公式テキストP.176～P.177)

- a：×……土地の引渡請求権と貸金債権のように、種類の異なる債権は相殺することができない。
- b：○……履行期の到来している同種の債権は、対当額で相殺することができる。
- c：○……自働債権の弁済期が未到来である場合、相殺をすることはできない。
- d：×……肢cとは逆に、受働債権の弁済期が未到来である場合、期限の利益を放棄して、相殺をすることができる。

### 第3問 3-E 解答 ② (公式テキストP.60～P.64)

- ①：○……本肢に記述のとおりである。
- ②：×……通謀虚偽表示の場合、意思表示は無効とされる。
- ③：○……詐欺による意思表示は取り消すことができる。
- ④：○……強迫による意思表示は取り消すことができる。

### 第3問 3-O 解答 ② (公式テキストP.363, P.371～P.374, P.378)

- a：○……使用者が正当な理由なく団体交渉を拒むことは、不当労働行為として禁止されている。
- b：×……労働組合法上、本肢のような規定は設けられていない。
- c：×……労働基準法は、原則として、すべての労働者に適用される。
- d：×……労働者は、有給休暇を取得するために、取締役会の承認を受ける必要はない。

### 第4問

解答 ア② イ② ウ① エ② オ①  
カ② キ① ク① ケ② コ①

- ア：×……商人がその営業の範囲内において他人

のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。(公式テキストP.115～P.116)

イ：×……民法上、夫婦別産制が採られている。(公式テキストP.392～P.393)

ウ：○……私有財産権は公共の福祉により制約される。(公式テキストP.27)

エ：×……労働者派遣において、派遣先と派遣労働者との間に労働契約は成立しない。(公式テキストP.386)

オ：○……Bには贈賄罪、Dには収賄罪が、それぞれ成立し得る。(公式テキストP.313)

カ：×……株主が取締役に就任することは可能である。(公式テキストP.342)

キ：○……制限行為能力者が詐術を用いた場合、取消権の行使は認められない。(公式テキストP.59)

ク：○……小切手は、一覧払いとされている。(公式テキストP.202)

ケ：×……債権および債務が同一人に帰属したときは、その債権は、原則として、混同により消滅する。(公式テキストP.178)

コ：○……法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、原則として、不当利得の返還義務を負う。(公式テキストP.164～P.166)

### 第5問 5-1

解答 ア④ イ① ウ⑬ エ⑪ オ⑥  
(公式テキストP.156～P.157, P.302)

製造物を購入した消費者が当該製造物に起因して被害を受けた場合には、損害賠償請求が認められる。たとえば、消費者Aが、家電量販店で家電製品メーカーであるB社が製造した電子レンジを購入し、取扱説明書に従って使用していた場合に、当該電子レンジがその不具合により発火し、A宅の一部が損傷したとする。この事例のように、消費者と製造業者との間に直接の契約関係がないときは、被害者である消費者は、製造業者に対し、民法上の不法行為の規定を根拠として損害賠償を請求することができる。しかし、民事訴訟において、この民法上の不法行為に基づく損害賠償の請求をする場合には、被害者が製造業者の故意または過失を証明しなければならない。ここで故意とは、他人の権利や利益を侵害することを認識しながらあえて加害行為を行うことをいう。

被害者が、民事訴訟において製造業者の故意ま

たは過失を証明するのは、実際には困難なことがある。そのため、被害者を保護する観点から、製造物責任法が制定されている。

製造物責任法では、製造物に欠陥があること、すなわち、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることによって人の生命、身体または財産に損害が生じた場合、被害者は、原則として、製造業者の故意または過失を証明しなくても、欠陥によって損害が生じたこと等を証明して、製造業者に損害賠償を請求することができる。ただし、損害が当該製造物についてのみ生じた場合には、製造物責任法は適用されない。

製造物責任法上、製造物とは、製造または加工された動産をいい、製造物に該当しないものについては、製造物責任法の適用対象とはならない。

### 第5問 5-2

解答 ア⑥ イ⑧ ウ⑩ エ⑤ オ⑭  
(公式テキストP.261～P.263, P.266～P.273)

人や企業の知的な活動によって生み出される知的財産は、各種の法律により、その保護が図られている。

このうち、実用新案法に基づく実用新案制度は、考案、すなわち自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造または組み合わせに関するものを法的保護の対象としている。

また、意匠法上の意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。意匠権は、意匠の登録を受けることにより成立する。意匠登録を受けるための要件の1つとして、その意匠が出願前に公知となっていないこと、すなわち新規性が認められることが必要である。

これらのほか、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものは、著作物として著作権法による保護の対象となる。著作物を創作した者は著作者と呼ばれ、著作者の有する権利は、著作権と著作者人格権に大別することができる。著作権および著作者人格権は、著作物を創作した時点で成立する。

### 第6問 6-ア 解答 ①

(公式テキストP.231～P.232)

①：×……主たる債務者が保証契約の当事者となる必要はない。

- ②：○……債権者は、連帯保証人に対し債権を有する他の債権者に優先して、連帯保証人から弁済を受けることはできない。
- ③：○……連帯保証人は、催告の抗弁権および検索の抗弁権を有しない。
- ④：○……保証には、附従性が認められている。

## 第6問 6-I 解答 ④ (公式テキストP.146～P.154)

- ①：○……不法行為に基づく損害賠償は、金銭によるのが原則である。
- ②：○……逸失利益は、不法行為に基づく損害賠償請求の対象となる。
- ③：○……個人の名誉が毀損された場合、被害者は、加害者に対し、これによって受けた精神的苦痛について、慰謝料を請求することができる。
- ④：×……未成年者であっても、責任能力が認められれば、不法行為に基づく損害賠償責任を負う可能性がある。

## 第6問 6-U 解答 ④ (公式テキストP.287～P.291)

- ①：×……事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人も事業者には該当し得る。
- ②：×……事業者が消費者に役務を提供する契約も消費者契約に該当し得る。
- ③：×……事業者は、不当利得として消費者に売買代金を返還しなければならない。
- ④：○……本肢に記述のとおりである。

## 第6問 6-E 解答 ② (公式テキストP.345～P.350)

- a：○……取締役会設置会社の株主総会は、会社法の規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- b：×……取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。
- c：×……重要な財産の処分および譲受け等の重要な業務執行の決定を取締役に委任することはできない。
- d：○……取締役がその任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

## 第6問 6-O 解答 ② (公式テキストP.52)

- a：○……この意味の手付を証約手付という。
- b：×……手付による解除ができるのは、相手方が履行に着手するまでである。
- c：×……売主が手付による解除をするには、手付の倍額を償還しなければならない。
- d：○……違約手付は、当事者の一方に債務の不履行があった場合に、相手方が当然に没収することができるものである。

## 第7問 7-1 解答 ア② イ⑩ ウ⑧ エ⑬ オ③ (公式テキストP.328～P.331, P.334)

商法上、自己の名をもって商行為をすることを業とする者を商人という。

商行為には、強度の営利性があるため商人でない者が行っても常に商行為となる絶対的商行為、営業として反復的に営まれたときに商行為となる営業的商行為、商人が営業のためにする補助的な行為である附属的商行為がある。

絶対的商行為の例として、売却して利益を得るための不動産や有価証券の有償取得などがあげられる。営業的商行為の例としては、賃貸して利益を得るための不動産や動産の有償取得、作業の請負、運送契約などがあげられる。

また、小売店と消費者との間の商品の売買契約において、小売店が商品を販売する行為は商行為であるが、消費者が小売店で商品を購入する行為は商行為ではない。このように一方の当事者にとってのみ商行為となるものに関し、商法が、その適用について定めており、前記の小売店と消費者との間の売買契約においては、商法は小売店と消費者の双方の行為に適用される。

なお、商人が営業上の活動において自己を表すために用いる名称として商号がある。商法は、原則として商号は自由に選択できる旨を定めている。また、1個の営業についての商号の数は、原則として1個に限られている。

## 第7問 7-2 解答 ア⑬ イ⑤ ウ② エ⑫ オ① (公式テキストP.213～P.228)

民法の定める担保物権には、留置権、先取特権、質権、抵当権がある。これらの担保物権のうち、



質権は、債権者がその債権の担保として債務者などから受け取った物を、債務が弁済されるまで債権者の手元に留め置き、弁済がないときはその物を競売して売却代金から他の債権者に優先して弁済を受ける担保物権である。また、抵当権は、債権者がその債権を担保するために、債務者または第三者（物上保証人）が占有を移さずにみずから使用したままで不動産等を債務の担保に供し、債務者が弁済をしない場合に、その目的物を競売に付し、その代金から優先弁済を受けることのできる担保物権である。

担保物権に認められる一般的な効力として、優先弁済的効力と留置的効力があげられる。優先弁済的効力は、担保権者が、担保目的物から他の債権者に優先して弁済を受けられるという効力であり、留置権以外の担保物権すべてに共通する効力である。また、留置的効力は、目的物を留置することによって事実上債務者の弁済を促す効力であり、留置権や質権にはこの効力が認められる。

担保物権に共通する性質として、附従性や随伴性などがあげられる。これらの性質のうち、附従性は、担保物権が存在するためには被担保債権が存在していなければならず、被担保債権が消滅すれば担保物権も消滅するという性質である。また、随伴性は、被担保債権が他人に移転すれば担保物権もそれに伴って移転するという性質である。附従性および随伴性のいずれも、担保物権が債権を担保する目的のものであることに由来する。

### 第8問

解答 ア② イ① ウ① エ① オ②  
カ① キ② ク② ケ① コ①

ア：×……日本の特許法においては先願主義がとられている。(公式テキストP.259～P.260)

イ：○……割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品の販売を行う場合には、その相手方に対して、商品の現金販売価格等の所定の事項を示さなければならない。(公式テキストP.293)

ウ：○……請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。(公式テキストP.113)

エ：○……登記がなされた事項については、第三者がその登記のあることを知らず、かつ登記があることを知らなかったことに正当な事由がない場合には、その存在を対抗することができる。(公式テキストP.333)

オ：×……女性労働者が男性労働者に対して行う性的な言動も、いわゆるセクシュアル・ハラスメントに該当し得る。(公式テキストP.383)

カ：○……婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。(公式テキストP.390)

キ：×……独占禁止法上の罰則は、行為者のみでなく、法人等に対しても科され得る。(公式テキストP.284)

ク：×……有益費の償還請求は、その価格の増加が現存する場合に限り、賃貸借の終了時に行うことができ、賃貸人の選択により、その支出した金額または増加額が償還される。(公式テキストP.108)

ケ：○……取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、または禁止することを定める規定をいう。(公式テキストP.33)

コ：○……支配人は、営業禁止義務を負う。(公式テキストP.356)

### 第9問 9-1

解答 ア⑬ イ⑮ ウ③ エ⑪ オ⑤  
(公式テキストP.395～P.398, P.403～P.406)

人が死亡すると、相続が発生し、生前にその人(被相続人)が所有していた財産は、相続人に包括的に承継される。

被相続人には、自分の死後に財産を相続させる者や相続させる財産の内容などを、生前のうちに定めることが認められている。被相続人が、自分の死後に財産を相続させる者や相続させる財産の内容などについて生前に行う意思表示を遺言という。

もっとも、相続については、一定の財産を承継できるという相続人の期待も保護する必要があり、また、相続人の生活保障という側面もある。そこで、被相続人が遺言を遺している場合であっても、相続財産の一定部分を一定の相続人のために留保する遺留分の制度が、民法上定められている。

被相続人が遺言を遺さずに死亡した場合には、被相続人の財産は、相続に関する民法の規定に従って相続人に承継される。

民法上、被相続人の配偶者は常に相続人となる。そして、被相続人の子がいる場合は、子が第1順位の相続人となる。子が被相続人より先に死亡しており、死亡した子に子(被相続人の孫)がいるときは、当該孫が相続人となる。これを代襲相続

という。被相続人に子がいない場合には、被相続人の直系尊属が第2順位の相続人となり、子も直系尊属もいない場合には、被相続人の兄弟姉妹が第3順位の相続人となる。

相続財産には被相続人が生前に負った債務が含まれる。そのため、被相続人が多額の債務を負って死亡した場合、その債務は、原則として相続人にすべて承継される。しかし、相続人が被相続人の一切の債務を相続するとすれば、相続人の生活が脅かされることもある。そこで、相続人には、一定の範囲で相続財産を承継しないことが認められる。たとえば、相続人は、相続の開始によって生ずる相続の効力を一切拒絶することができる。この相続の効果を一切拒絶する意思表示を相続の放棄といい、相続の放棄をした者は、その相続に関して、初めから相続人とならなかったものとみなされる。

### 第9問 9-2

解答 ア⑥ イ⑮ ウ⑤ エ⑧ オ①

(公式テキストP.47~P.54, P.74~P.76)

契約は、一般に、当事者の一方による契約の申込みの意思表示と、これに対する他方当事者の承諾の意思表示とが合致することによって成立する。ただし、商法上、商人が平常取引をしている相手方からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合には、遅滞なくこれに応じるか否かの通知をしなければならず、これを怠ったときは、申込みを承諾したものとみなすとして、申込みを受けた者に諾否通知義務が課されている。

当事者間で契約が締結されると、その効力は原則として契約成立と同時に発生する。しかし、当事者の合意により、契約に期限や条件が付された場合には、その期限や条件に従って、契約の効力の発生または消滅を将来の事実にかからしめることができる。

期限とは、たとえば、「借りた金銭を本年12月20日に返済する」というように、契約の効力の発生・消滅または債務の履行を将来発生することが確実な事実にかからせる特約のことである。期限のうち、たとえば、「自分が死んだら、所有している土地を譲り渡す」という契約における「自分が死んだら」のように、到来することは確実であるがいつ到来するかはわからないものを不確定期限という。そして、期限が到来するまでは履行遅滞とならないなど、期限が付されていることにより享受することができる利益を期限の利益といい、民法

上、期限は債務者の利益のために定めたものと推定される。

他方、条件とは、契約の効力の発生・消滅または債務の履行を、将来発生するかどうか不確実な事実にかからせる特約をいう。たとえば、「来年1月に実施される〇〇試験に合格したら手当を支給する」という契約を締結した場合、その契約の効力は、〇〇試験に合格しない限り発生せず、しかも合格するかどうかは不確実である。このように、条件の成就によって契約などの効力が生じる場合、その条件を停止条件という。

### 第10問 10-ア 解答 ①

(公式テキストP.12~P.22)

- a : ○……コンプライアンスは、法令等の遵守と訳されるが、法令のみならず、業界団体の自主ルール、企業の内規その他企業倫理や社会規範等、社会におけるルール全般を遵守するということである。
- b : ○……リスクマネジメントのプロセスは、一般的には、リスクの洗い出し、リスクの分析、リスクの処理、結果の検証という流れで行われる。
- c : ○……CSRは、一般に、環境問題や地域社会に対する説明、貢献等、その要素は極めて多岐にわたっている幅広い概念である。

### 第10問 10-イ 解答 ④

(公式テキストP.263~P.266)

- ① : ○……商標登録の対象となる商標には、業として役務を提供し、または証明する者がその役務について使用をするものが含まれる。
- ② : ○……商標登録の対象となる標章とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状もしくは色彩またはこれらの結合、音その他政令で定めるものをいう。
- ③ : ○……本肢に記述のとおりである。
- ④ : ✕……商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。

### 第10問 10-ウ 解説 ②

(公式テキストP.68~P.72)

- a : ○……無権代理人に権限があると信ずべき正当な理由が相手方にあるときは、権限外の行為の表見代理が成立する。

- b : ……相手方は、代理権がないことを知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、無権代理人の責任を追及することができない。
- c : ……相手方は、無権代理人に代理権がないことを知っていたときは、取消権を有しない。
- d : ……相手方は、無権代理人に代理権がないことを知っていたか否かにかかわらず、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。

**第10問 10-エ 解答 ③**  
(公式テキストP.35~P.36, P.235~P.236)

- ① : ……確定判決は、債務名義となる。
- ② : ……本肢に記述のとおりである。
- ③ : ……即決和解は、簡易裁判所の関与のもとに行われる。
- ④ : ……自力救済は、原則として禁止される。

**第10問 10-オ 解答 ①**  
(公式テキストP.330~P.331)

- ① : ……本肢の場合、各債務者は、連帯債務を負うため、債務全額の責任を負う。
- ② : ……本肢の場合、保証人は連帯保証債務を負う。
- ③ : ……商事留置権の成立に、牽連性は必要ない。
- ④ : ……本肢の場合、代理行為の効果は、原則として本人に帰属する。